

## 教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和8年3月24日(火)午後3時00分～

2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1

3. 出席委員  
 教 育 長 入 野 浩 美  
 教育長職務代理者 鈴 木 敏 之  
 委 員 福 島 幸 子  
 委 員 高 橋 信 子  
 委 員 石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

|                 |         |           |           |
|-----------------|---------|-----------|-----------|
| 教 育 部 長         | 加 藤 史 子 | 参 事       | 中 島 健 一 郎 |
| 教 育 総 務 課       | 山 口 晃 一 | 学 務 課     | 塚 本 耕 司   |
| 生 涯 学 習 課       | 矢 内 良 則 | 文 化 振 興 課 | 佐 賀 憲 一   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課   | 日 高 寿 志 | 指 導 課     | 郡 司 茂 樹   |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー | 渡 辺 直 子 | 図 書 館     | 武 藤 修 美   |
| 博 物 館           | 関 口 満   | 上 高 津 貝 塚 | 比 毛 君 男   |

5. 議 題

(1) 議 案

|        |                                 |           |
|--------|---------------------------------|-----------|
| 議案第55号 | 令和8年度土浦市教育行政方針(案)について           | (教育総務課)   |
| 議案第56号 | 令和8年度土浦市学校教育指導方針(案)について         | (指導課)     |
| 議案第57号 | 土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部改正について | (教育総務課)   |
| 議案第58号 | 土浦市教育委員会事務専決規程の全部改正について         | (教育総務課)   |
| 議案第59号 | 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について         | (教育総務課)   |
| 議案第60号 | 土浦市立学校通学区区域規則の全部改正について          | (学務課)     |
| 議案第61号 | 土浦市就学援助規則の一部改正について              | (学務課)     |
| 議案第62号 | 土浦市入学準備金支給規則の一部改正について           | (学務課)     |
| 議案第63号 | 土浦市学校運営協議会規則の一部改正について           | (生涯学習課)   |
| 議案第64号 | 土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱の一部改正について | (図書館)     |
| 議案第65号 | 土浦市立土浦市民会館条例施行規則の制定について         | (文化振興課)   |
| 議案第66号 | 土浦市新治トレーニングセンター条例施行規則の制定について    | (スポーツ振興課) |
| 議案第67号 | 土浦市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について       | (指導課)     |
| 議案第68号 | 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について  | (学務課)     |
| 議案第69号 | 土浦市地域学校協働活動推進員の委嘱について           | (生涯学習課)   |
| 議案第70号 | 土浦市青少年相談員の委嘱について                | (生涯学習課)   |
| 議案第71号 | 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について          | (生涯学習課)   |
| 議案第72号 | 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について          | (指導課)     |

(2) 報告事項

① ) 令和8年第1回土浦市議会定例会一般質問について

(教育総務課・学務課・学校給食センター・生涯学習課・スポーツ振興課・指導課)

② 土浦市史編さん基本方針(案)について (博物館)

(3) その他

① 第4次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について (図書館)

② 第3期土浦市教育情報化計画の策定について (指導課)

③ 第36回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて (スポーツ振興課)

④ 通学路の安全確保の取組について (学務課)

⑤ 給食提供に伴うアレルギー対応について (学校給食センター)

⑥ 土浦市史編さん審議会について (博物館)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので、ただいまより令和8年3月の教育委員会定例会を開催をいたします。

開催に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進めさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件はございません。なお、傍聴者はございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは最初に、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課よりお願いします。

教育総務課 ————— 2月17日以降の行事について報告 —————

教 育 長 以上の件につきましては、よろしいでしょうか。

次第の3番、議案に進みます。

議案第55号 令和8年度土浦市教育行政方針(案)について、教育総務課からお願いします。

山口課長。

教育総務課 教育総務課です。

資料②-3をお願いいたします。お手元にも紙資料で用意してございます。

令和8年度土浦市教育行政方針につきましては、先月の定例会にて素案を提出し、その後、委員の皆様から御意見等頂いております。ありがとうございました。

また、市教育行政アドバイザーであります小野寺茨城大学名誉教授からも御助言を頂いたところです。それらの内容を一覧にしたのが、こちらの資料となります。事業ごとに頂いた御意見と回答を並べて記載しております。

主な御意見等につきまして御説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

全般の指標・目標値の設定について、小野寺先生から、事業や担当課によって目標値の設定に差があり、全体として統一感がないとの御意見を頂きました。

目標値につきましては、今回から最終到達目標を令和13年に定め、中間目標として向こう3年間の値を設定しております。目標値は、現状を勘案し、着実な進捗を求めるもの等、本来あるべき理想を求めるものの2種類に分けて設定を行いました。

1-施策(2)確かな学力を育む教育の推進について、鈴木委員から、最終目標値は全国平均より高い52%にしてはどうか。高橋委員から、低い現状値から目標値を設定

するのではなく、市として目標を設定すべきとの御意見を頂きました。

令和7年度の現状を勘案し、まずは令和13年度までに、全国平均水準に近づけていくことを目指してまいります。

2ページをお願いいたします。

1－施策（3）読書活動の推進について、鈴木委員から、小学生30%、中学生15%に上げてもいいのではないかと。福島委員から、例えば小学生は1週間に1冊、中学生は1か月に3冊読み切るなど、短いスパンで区切って読ませるのはどうか。何とかして無読の子供を減らしてほしい。高橋委員から、目標値が低すぎて、読書活動が推進されているように思えないとの御意見を頂きました。

読書活動は、学力だけでなく豊かな心の育成にもつながるため、目標値の修正をいたしました。学校や図書館とも連携しながら推進を進めてまいります。

3ページから4ページ、お願いいたします。

1－施策（7）学校の安全対策の推進について、鈴木委員から、最終目標は100%でもいいのではないかと。福島委員から、通学路の状況は常に変化するもの。対策の必要度に応じて、赤色、黄色のレベルをつけ、赤色は0にすること、黄色は0に近づけるようお願いしたいとの御意見を頂きました。

最終的な目標を100%に修正し、関係機関が連携し、100%を達成できるよう努めてまいります。

その他、頂きました御意見等につきましては、資料のほうを御参照ください。

今後は、この方針を市ホームページに公開の上、目標値達成に向けて各施策、事業を推進してまいります。

説明は以上です。

教 育 長

ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

高橋先生、どうぞ。

高 橋 委 員

学力のところですけども、全国平均になれば良いと思っているとしたら大変なことで、一般の会社なら、平均を目指しては会社は倒産してしまいます。上に行かなければ生き残っていけないのが当たり前のことです。

これは、行政というより子どものため、土浦市で義務教育を受けた子供たちが、これから社会で生きていくために確かな学力というのが必要で、特に義務教育における学力は、社会で生活するための最低限の学力ですから、全ての子供たちが義務教育で教育の質を身につけて、高校なり社会に行ってもらわないと、日本の国力が本当に低下していきます。

今、日経新聞は、教育に力を入れていますが、世界と比べて日本の教育がどうかという特集をずっとやっています。それを見ると、日本の教育、学力は、昔のままの状態なのです。でも、これからの社会は、グローバルの中での日本ですから、子供たちが他国と競争していくためには、高い学力が必要不可欠です。それに向けて力をつけてあげないと、子供たちがかわいそうです。

その視点でいったら、土浦市は全国平均を上回る目標を立ててほしい。

例えば秋田県は、学力1位になりました。目標を決めたから全国1位になったわけです。秋田県は、いろいろの課題はあるけれども、人口が減っていくから、余計子供たちに力をつけさせたいと考え、方針を出して、全国1位になったわけです。

だから、目標を立てなければ、到達することはできないのです。1点、2点だったら、

頑張れば、全国平均を5点、10点上回こともできるのです。できないのは、子供たちのせいではなく、大人がやろうと思うか思わないかだけです。だから、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

子供は、物凄い可能性を持っているのですよ。その可能性をつぶさずに、伸ばしてあげてほしいと思っています。よろしくお願いします。

教 育 長  
指 導 課

指導課長どうぞ。

指導課です。御意見ありがとうございます。

教育委員会としまして、平均値が全てというふうに考えているわけではなく、今、個々の学力ということで、どこでつまずきをしているかという形でS－P表というものを作って、子供たちの課題を、各学校でしっかりと洗い出してもらっているところです。委員おっしゃるとおり、確かな学力を小中学校の時代にしっかりと身につけることが、子供たちが、一人一人が世の中で生きていくために不可欠であると認識しております。そこに関しては、教育委員会としても肝に銘じながら、学校とともに、また教育委員会ができることもしっかりとやっていきたいと思っています。

本市としては、主体的に学びに向かう姿勢は、とても大事だと考えております。そこで自信を持った子供たちが、その自信を基に次に向かえるよう、まず下地をしっかりとつくり、子供たち一人一人がやっていければと思います。

結果として点数として上がる形で、そういう施策も、また検討していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

高 橋 委 員

一つだけ。学ぶ姿勢も、基本的な学力がなければ意欲につながらないのです。九九ができなかったら、その先の計算にいかないのと一緒に、基本的な学力を身につけさせないと。特に小さいときは、記憶力も大人よりもずっと高いです。本当に基本的なところを小さいときに身につけることで、その子にとっても後々楽になるのです。知識とか後で身につければいいではなく、先に土台としてないと、その先の思考力とか何かはできない。よく話し合いやディベートなどをやっているが、それも基となる知識や情報がなければできないわけで、まさに義務教育でやらなきゃいけないことです。字が読めないのに、その先に行くとか、九九もできないのに、掛け算できますかといった話になってしまうので、そこを身につけさせるためには、反復練習なり何なり、鍛錬的なところもしっかりとやっていただきたいと思っています。

教 育 長  
指 導 課

課長、どうぞ。

御意見ありがとうございます。

委員の仰るとおり、基礎は子供たちに本当に必要な部分だと思いますので、教育委員会としまして、学校と連携しながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

高 橋 委 員  
指 導 課  
教 育 長

ぜひ指導してください。

はい。

そのほか各委員からございますか。

福島委員、どうぞ。

福 島 委 員

私からも指導課に、ぜひ、お願いしたいと思っています。

いろいろな目標数値が出てきますよね。この数値って、現場の先生はどれぐらい見えていますか。多分、折を見て、様々な機会に、校長先生ほか、それぞれの部門で指導してくださっていることは分かるのですけれども。

この数値を立てた後、じゃあ、委員会は何をするのかということが、事業内容を読ませていただくと、具体性がないので、本当にこれで上がるのかなと。指導主事の先生方持ってらっしゃるとは思うのですけれども、私とても危機感を持っています。

高橋委員のおっしゃるとおりで、ちょっとでも働きかけて、学校として学力が上がった、教室として上がった、個人として上がった、となれば、それが次のやる気につながることは間違いのないことなので、2026年度、ぜひプラスになるような働きかけを努力していただけたらと思います。指導課が計画訪問に来ることを学校でちょっと恐怖に思うぐらい、また指導されるというぐらいの指導を。学校との関係として、あまりウェルカムになってしまってもどうなのかなと。もちろんウェルカムじゃなきゃいけない部分もありつつ、指導主事の先生の話聞いてよかったというような成果が表れることをどの分野でも期待します。

読書の数値も上げましたと書いてあったけれども、本当に上がったのですか。令和7年度の成果で、25%、10%ということは、現状維持という感じがしたので、本当に上げたのかなと感じました。甘んじることなく、力点を置いて努力していただきたいです。よろしくお願いします。

教 育 長  
指 導 課

指導課長、どうぞ。

御意見ありがとうございます。

頂きました御意見を、課内、指導主事らに再度確認いたしまして、訪問指導の際に指針として、的確な指導助言ができるよう、今後、研さんに努めてまいりたいと思います。

読書活動につきまして、福島委員から頂きました具体的な策のほうも参考にさせていただきながら、学校の図書館運営も含めまして、再度検討させていただければと思います。ありがとうございます。

鈴 木 委 員  
教 育 長  
鈴 木 委 員

私からも。

鈴木先生、どうぞ。

読書活動の推進のところ、小学生の50冊を読破した児童の割合はもう25%になっていて、それは決して高い数字ではないと思うので、現状維持というのは目標設定としてあまりに低すぎるのではないかと思います。次年度以降の目標を少しずつ上げていただいて、半分ぐらいの生徒が50冊、50冊というのは、1週間に1冊読むぐらい、それぐらいは小学生だったら時間もあると思いますので、50%の人が達成していただくぐらいが、目標の設定かと思います。25%維持を目標とするというのは、あまりにおかしいのではないかと思いますのですけれども。

教 育 長  
指 導 課

課長、どうぞ。

教育長、指導課です。

こちらの目標に関しましては、完成版に向けまして、再度修正を検討したいと思えます。

鈴 木 委 員  
指 導 課  
教 育 長  
石 川 委 員

目標を上げていただきたいと思います。

はい。

石川先生。

僕も皆さんの意見を聞いて、学力向上の全国平均を50としたときに、令和8年度は40何%という設定をしていると思うのですけれども。なぜ平均より上を狙わずに、下から順に攻めようとしているのか教えてもらいたいのですが。ここに書いてあるとおり

なのかもしれませんけれども。

教 育 長  
指 導 課

課長、どうぞ。

まず、着実な進捗を図るためというのが、一つ大きなところであります。ただ、50を目指すということよりも、最終的には50上回ることをやはり自分たちのほうも考えてはおります。

現時点の現状を鑑みますと、急激な上昇というのがあるのですが、委員の皆様の御意見を参考にしながら、目標値に関して検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

石 川 委 員

目標として、48では子供たちを信用していないような気がして。子供たちには、たまたま今回低かったけれど、50以上いける、という設定をするほうが、先生たちも目標に向けどうやるのかという話になると思うので、子供たちを信頼して目標を設定し、及ばなければ原因を究明というほうが、より主体的に先生たちも動けるのかなと思う。先生たちが主体的に動くと、子供たちも主体的になってくるし、そのような機会を先生たちに与えてあげたらなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

指導課長。

指 導 課

御意見ありがとうございます。

今の御意見も大変参考になりますので、再度検討させていただきます。ありがとうございました。

教 育 長

各委員から御意見出たので、私からも事務局側の責任者として一つ申し上げておきます。

皆さんの御意見を総括すると、今の目標値の考え方が、目標のための目標、例えとして、高校野球にしますか。甲子園に行くための練習をやらなきゃいけないのに、部活があるから部活のための練習という、練習のための練習とよく言いますよね。本当に達成しようとする目標になっていないのじゃないかと。誰のための目標なのかというところは、ちょっと見失っているかもしれないですね。

先ほどから各委員から出ているように、主役は子供たちだと。子供たち及び教職員が、その目標を達成するのだと。感覚としては、絶対達成するのだ、オリンピックに出るのだと。予選会と、オリンピックを目指すのでは、違いますよね。

だから、誰のための、何のための目標なのか、達成すべき責務としての目標なのかというところで、学校の教職員であれ、子供たちであれ、我々であれ、受け止め方はちょっと違うと思うのですよね。

そういうところで、さっき山口課長が申し上げたとおり、例えば、いじめの件数は0、根絶が望ましいのだと、本来あるべき姿を目標値に掲げる考え方もあるでしょうし、少しずつ丁寧に課題を払拭しながら進めていきたいと思いますという、そういった目標もあるでしょう。

学力というのは、やり方一つで一気に上がる可能性だってあるわけですよね。徐々にやっていく、無難に進めることばかりが、目標として果たして適切なのかという、そんな御意見が多かったと思います。

課長から、御意見を踏まえて、修正をしたいという意向がありましたので、これは、ほかの課長・所長も、同じような事例が見受けられるならば、改めて完成版に向け再度見直すなり、検討をしていただくようお願いします。

議決をしないといけないので、ただ、附帯決議じゃないですけども、再検討するというので、後日、改めて各委員に書面等でお示しをして、御意見を頂くというスタイルでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、議案のほうは、そのような条件つきでお諮りしたいと思います。  
議案第55号は、原案を修正しますが、後ほど御確認いただくという前提で可決ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。  
では、事務局及び全所属で再度しっかり見直してください。よろしくお願いします。  
続きまして、議案の第56号 令和8年度土浦市学校教育指導方針（案）ですが、指導課からお願いします。

指 導 課

それでは、資料③－２、土浦市学校教育指導方針（案）のほうを御覧ください。  
前回第1案を御覧いただき、頂きました御意見を基に、こちら最終案という形での第2案のお示しになっております。よろしくお願いいたします。

まず、福島委員のほうから御意見を頂きました小中一貫に関するところで、日数を占めているというところ。確かに小中一貫教育のほうが10年を過ぎているところです。毎年、協議会等で検討しているところでありますが、各学校、学区、または教育委員会として、どのように今後、成果を上げていくか、また、今までの成果をしっかりと考えながら、具体的な施策については、学校、各地区、また、これから各学区のほうから次年度のグランドデザインも出てきますので、そのところを合わせながら計画を進めてまいりたいと思います。

併せて福島委員の方から、文言の統一について御意見を頂きましたので、まず、1ページのところのグランドデザインのところ、目標のところの一人一人と、一番下の水色のところの2番の一人一人というところを濃く。また、3ページの下の部分、推進に向けた主な施策。あと、7ページの上の箱の中の文言の表現を修正させていただきました。

また、3ページにお戻りいただきまして、学校教育推進の柱のところ、高橋委員から、他の項目と比較して具体的な教育委員会としての課題解決に向けた方策を示すべきという御意見を頂きました。PDCAサイクルの中で、Cとしまして、チェックの段のところ、先ほどお話ししましたが、S－P表の活用の研修のほうを教育委員会として実施をしまして、一人一人の課題と、また、そこについての手だてについて、学校・事業者のほうで把握できる機会の確保。

あと、推進に向けた主な施策のところ、土浦市学力向上研修、TIPと呼んでいるものですが、こちらのほうを改めて挙げさせていただきまして、子供たちが主体的に学習に取り組める授業力向上ということで、今までその場で、グッドモデルもバッドモデルも含めて、授業の研修を進めていたところでありますが、今後、研修に参加できない教員も、いつでも研修の様子を参観できるように、オンデマンドで研修ができるような体制をより進めてまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては、再度文言の確認をさせていただきながら、この形で御提示をさせていただければと思います。

先ほど福島委員からもありましたが、13ページからの学校訪問につきましては、再度

改めて、主に指導主事になりますが、しっかりと準備し、また、学校の指導案件検討の際も、指導主事が学校とともに作成に当たるなど、伴走できるような形で指導助言に努めてまいりたいと思います。

以上です。

教 育 長

この件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

高橋委員。

高 橋 委 員

学校のスケジュールとか、やることが、以前からそのまま来ている部分があるじゃないですか。大きく変化している感じはないですね。

はっきり言えば、私が子供のときからあまり変わっていないかもしれないぐらいのところがあるわけです。中身はいろいろあるかもしれませんが、授業を見ている、大きく変わってはいないですね。例えばタブレットやホワイトボードを使って、ツールは変わっていますが、基本的に子供が学ぶ基本的なもの、身につけるべきことは、そこまで変わっていないと思うのです。

国語だったら当然、読み書きそろばんじゃないですけど、それをいかに効果的に、子供たちが楽しく学べるようにするかということになると思うのです。それに対して、まず課題をどう思っているかというのがないと、どう解決しようかという計画に行かず、次のPDCAに行かないわけです。

例えば、個々の子供について、この子の課題は何なのだろうかというのを担任の先生は考えるでしょうし、それから学校としての課題もあるでしょうし、土浦市全体としての課題が当然あるわけです。私はそこをどう思っているかというのを、ぜひ聞きたいと思っているのです。

全国的に、40分授業にしてとか、午前中5時間授業にしてとか、学年担任にしてとか、大きく変えた学校もあるわけじゃないですか。それらは、いきなり制度を変えたのじゃなくて、現場の課題を考えて、解決するためにはどうしたらいいのだろうと考えた結果、試行錯誤、工夫を重ね、成果が出たということだと思うのです。

いきなり他から持ってきて、そこで上手くいったから土浦でもやってみようというのは、当然上手くいかないわけです。それぞれの土地と場所に応じて課題があるわけなので、もちろん全国的な共通課題もあるでしょうけれども、それらも併せ、どうしていくのだと。

私、教育委員になって思ったのは、学校の先生のやることが、昔に比べすごく多いですね。昔はやらなかったことまで、先生が負担しているわけです。

じゃあ、学校の先生の負担を下げましょうと、部活動の地域移行とか、いろんなことが出てきているわけですね。だったら、先生の負担を減らし、なおかつ子供たちにとってよくなるようなやり方、地域にとってよくなるようなやり方は何だろうということで、保護者の方、学校の方というのを含めて、どういうやり方ができるのだろうと考えるのが教育委員会だと思うのですよ。それぞれの学校に任せているのでは、教育委員会要らなくなっちゃうじゃないですか。

なので、まずは何を課題と思っているのか。学力向上の話もありましたし、今、不登校の話もあるし、いろんなことがありますよね。それを解決するには、どうしたらいいのか。その課題を現場の校長先生なり、教職員の方、あるいは保護者の方も含めて、学校にどういう課題があって、解決するために、教育委員会としてどんなことができるのか。市全体として、あるいは学校単位で、サポートして指導していく。単に連携

しているだけでは、うまくいかないと思うので、まさに指導していかなくちゃいけないと思うのです。

一つの政策をやったから、一気に全部解決することはないと思うのですが、1年、2年、3年やってみて、結果を見てみようとか。そうしなかったら、よくならないですよ。

教育指導方針の中に、リサーチとプランがあるのであれば、どういうリサーチの結果、こういうプランを作りました、実際にこういうことをやりますというふうにしないと。このD oのところって、校内研修の充実とか、計画訪問と、漠然としていますよね。では、何の研修を充実するのか。例えば学力向上だったら、先生の指導力を上げるには、具体的に何をすればいいのか、細かくやることを落とし込んでいかないと、お題目だけになってしまう。例えば会社でいったら、売上げアップと言っても、どうやって売上げを上げるのですかと、若手の社員が辞めますって、どうやって辞めさせないようにするのか、具体的なところをやらないと。目標を立てて、できませんでしたと終わっちゃうので、これに力をぜひ注いでもらいたい。

正直言って、これが指導方針だったら、課題が見えていないのに、どうやって改善できるのかということになってしまうのです。厳しいかもしれませんが、そのために教育委員会があると思っているので、指導課の中で皆さん集まって、ぜひもんでいただきたいと思います。

以上です。

教 育 長  
指 導 課

課長、どうぞ。

教育長、指導課です。

御意見ありがとうございます。こちらの表記につきましては、今後、検討していかなくてはいけない部分あると思います。

現在、本市において、一番の課題と自分たちのほうで捉えていることに関しましては、学級活動と学校、特別活動といわれる学校での集団と、あと授業でのどちらでも、人間関係をつくること、授業の中でも人間関係をつくりながら学びを深めるという、授業だけでなく、全員で、人との関係をつくるという自己肯定感、自己有用感を高めるというところが一番課題かと感じております。

学力とは、かけ離れていくところあるのですが、課題として、先ほどもお話ししましたが、基礎、基本の定着が図られていないといったところでありまして、それを活用した子供たちの学びの意欲のところがあるかと思っています。

私たちとしみしても、課題が例えば基礎、基本が定着していないということであれば、なぜ定着していないかというところに関して、自分たちもしっかりと現状把握を再度しまして、学校に示す、指導するような形で今後していきたいと思っています。

高 橋 委 員

ありがとうございます。

最後に一つだけ、よく学校で自己有用感と言われるのです。でも、自己有用感があるって、その子が自分がここにいていいのだ、学校を楽しい、と思うことじゃないですか。それは学力とかけ離れていないのです。

算数でも何でも、できるようになることが自己肯定感、有用感につながっていくわけだから、全部が一体化している。お掃除だって、運動会だって、授業もそうだし。子供たちの学力、体力、心、全部積み重なって、その子の成長につながっていくわけなので、全部つながっていると思います。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございます。ほかに先生方。よろしいでしょうか。

高橋委員からありましたとおり、国、県が決めている生きる力の3本柱と、社会の変化に対応すること、それから特別支援教育、これは時代が求めるもので、昔でいう知徳体が生きる力ということ掲げていますけれども。文言で充実とか推進といった表現でまとめているので、その先、何をやってその目標を達成するか、その方針を、具体的に本市の地域性、子供たちや学校の事情を踏まえて、それぞれ五つのテーマの中で何をやるのか、特色を出していかなきゃならない。

これを学校に示したときに、去年と同じだね、10年前と同じだねみたいな、学習資料は変わったけれども、同じだよねということで、意欲的に取り組んでいこうということまで、効果がもう一つなのかなと、そんな不安視される部分があるかもしれない。ですから、具体的に本市の地域性等を考えて、先生方にすんと落ちるものを示してあげないと、目標のための目標というふうに誤解されかねず、やりがいがなくなってしまうので。まず、どんな地域課題があるのだと。国から県から示されたものだけでなく、事情を踏まえメリハリをつけた、何をやるかということを考えていかないといけない。一気に全部はできないけれど、肝心な部分を共有できるような、検討をしていただきたいと思う次第です。

では、必要なところは修正をしていただき、再度確認いただくということで、議案第56号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第57号 土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部改正について、教育総務課からお願いします。

教育総務課

教育総務課です。

資料④－1、2ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部改正につきましては、このたび法令に基づき、教育委員会の権限に属する事務の再整理を行い、規定することが適当な事務の追加並びに文言の修正を行うものです。

改正内容につきましては、第2号は規則制定権について、第7号は職員の任免等について、第8号、14号は委員等の委嘱について、第15号は、こども園に関する意見聴取について、それぞれ文言の修正を含め規定するものです。

なお、詳細につきましては、別添を御参照ください。

施行日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

教 育 長

御意見、御質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

では、議案第57号は原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第58号 土浦市教育委員会事務専決規程の全部改正について、引き続き、山口課長、お願いします。

課長、どうぞ。

教育総務課

資料⑤－1の2ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務専決規程につきましては、教育長の専決事務を定めているもの

ですが、臨時代理に当たる行為も含まれていたため、このたび内容を整理し、土浦市教育委員会の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程として新たに制定をするものです。

ちなみに、代理と専決の違いですが、私どもの決裁を例に説明させていただきますと、課長の私が病気等で不在にして決裁できないときに、臨時的に部下の係長が決裁を行うこと、こちらを代理と言っております。私のいるいないにかかわらず、決裁権限そのものを係長に委任することが専決ということで整理しております。

改正内容としましては、第2条に教育長による臨時代理について、第3条に教育長及び教育部長の専決事項について、第4条に重要事項の議決を要することについて、第5条に専決事務の報告について、それぞれ規定するものです。

なお、詳細については、別添を御参照ください。

施行日は、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

教 育 長  
教育総務課

課長、これができる、具体的にどんなメリットがあるということでしょうか。

本来、教育委員会としての権限を有している事務ですけれども、今回も案件も多いのですが、定例会の場もしくは臨時会の場で、一件一件御審議いただき決めていただくような形になっております。

ただ、中には、充て職的な委員の委嘱であるとか、そういったものも含まれますので、教育長、教育部長に専決として委任をしていただきまして、より重要な、お諮りして議論いただきたい案件に定例会の時間を割いていただきたいという趣旨です。

教 育 長

分かりました。

これは事務手続の話なので、今、課長が申し上げたとおり、非常に案件が多く、事務局で意思決定ができるレベルのものがありますので、そういったものについては、教育長以下の専決ができるものを増やしましょうという、そういったものです。

残ったものについては、しっかりと教育委員会の行為として、委員会で議決をいただいて意思決定をすると。より精査したい、審議時間とか密度濃い審議をしていただきたいという意図での改正です。

御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、議案の58号については、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案の第59号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、お願いします。

教育総務課

教育長、教育総務課です。

資料⑥－1の2ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務決裁規程の改正につきましては、このたび市長部局において事務能率の向上を図るため、決裁区分が見直されることに伴い、改正を行うものです。改正内容につきましては、財務関係の専決区分を定めた別表第1について、分掌別の専決区分を定めた別表2について、それぞれ市長部局の改正に準じ改正するものです。方針としましては、これまで教育長決裁であったものを教育部長の決裁へ、また、教育部長決裁であったものを各課長決裁と改正するものですが、重要事項につきまして

は改正せず、教育長決裁としております。

なお、詳細につきましては、別添を御参照いただきたいと思います。

施行日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

教 育 長

これは事務局内部の規程で、市長部局と同様に、先ほどと同じような考え方で、効率性を高め、意思決定の難度が低いものについては、部課長が専決するという趣旨の改正です。

よろしいでしょうか。

議案第59号については、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第60号、学務課長お願いします。

学 務 課

教育長、学務課です。

資料⑦－１の２ページをお願いいたします。土浦市立学校通学区域規則の全部改正について御説明をいたします。

全部改正の趣旨ですが、本規則は、学校教育法施行令の規定に基づき、就学予定者等の就学すべき学校の指定について、規則による通学区域に基づき、学齢簿に記載の現住所、いわゆる住民票の住所により行っておりますが、就学すべき学校の指定の根拠を明確にするため、土浦市立学校通学区域規則の全部改正を行うものです。

２の全部改正の内容ですが、主な改正点は３点あります。

（１）題名を土浦市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則に改めます。

（２）学齢簿に記載する現住所につきましては、住民基本台帳に記載の住所としますが、御家庭の事情、やむを得ない事情などで、実際の居住地と住民基本台帳の住所に乖離があり、居住していないと認められるような場合には、生活の本拠地となる場所として、現に居住をしている場所、こちらを現住地とすることを規定するものです。

（３）就学すべき学校の指定ですが、学齢簿の現住所に基づき、通学区域の区分により行うことについて規定をいたします。

詳細は、規則案文及び制定内容の説明を参照いただきたいと思います。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。

教 育 長

ただいまの件について、御質問と御意見ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

では、議案第60号については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第61号 土浦市就学援助規則の一部改正について、学務課からお願いします。

課長、どうぞ。

学 務 課

続きまして、資料は⑧－１の２ページ目をお願いいたします。土浦市就学援助規則の一部改正について御説明をいたします。

一部改正の趣旨ですが、令和３年に施行されました地方公共団体情報システムの標準

化に関する法律、いわゆる標準化法に基づきまして、就学費用等の一部を援助する就学援助制度について、全国の標準様式の変更に対応するものです。

また、併せまして、就学援助を受けている御家庭で学校への教材費等の支払いが滞っているような場合の未納解消、また、小学校6年生の準要保護者に現物支給をしております中学校進学用の冬用制服につきまして、制服の採寸や受け渡し等の保護者の負担軽減を図るため、土浦市就学援助規則の一部を改正するものです。

2の一部改正の内容ですが、主なものは、こちら三つございます。

(1)の小学校6年生の準要保護者に現物支給としております冬用制服につきましては、制服購入費用の支給に改めるものです。

(2)としまして、様式第1号、3号、6号を標準様式に改めます。

(3)としまして、学校への未納金が発生している場合につきましては、在籍校の学校長に就学援助費を支給できる規定を追加するものです。

その他、文言等の修正等、詳細につきましては、規則案文及び新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。

教 育 長  
学 務 課

課長、改正の趣旨、背景を詳しく補足説明してください。

こちらは、全国の自治体の事務の共通化、住民の利便性の向上、また、地方自治体の運営の効率化ということで、国において財政負担の軽減及びデジタル化の基盤整備を図るということで、全国一律に様式の共通化を図っております。これが、まず一つ目の改正の主なポイントになります。

2点目として、学校の教材費等、徴収金の未払いが問題となっており、一方で今現在、就学援助のほうは、直接保護者に支給をしています。

その中で、今回の改正の趣旨として、もし、認定者で、学校徴収金の未納が、当然、教材費というような限定した科目になりますけれども、確認ができた場合は、保護者に支給する前段階で、まず学校長の指定する口座に未納対象分相当額を支払いまして、残りの差額を保護者に支給するというようなところで規則の改正を行うものです。

また、制服につきましては、現在、小学校6年生の認定者に対して、学ランやセーラー服など現物を支給してありますが、認定者の都合で、指定している洋品店になかなか出向けないとか、そういう御相談も多々ありますので、どちらで購入しても、予算の範囲内で、購入費用の一部を支給するというので、改正をするものです。

以上です。

教 育 長

大きく、一番上は、国の制度が変わったことによるもので、判断要素がありません。二つ目は、学校徴収金って副教材費とか修学旅行費などもあります。それをなかなかお支払いできない方について、生活困窮の家庭については、就学援助ということで補助をしていますが、そこから天引きのような形で、仕組み上できるということなので、差し引き後の就学援助費は、御家庭にお支払いすると、そのようなやり方で徴収金の未納問題をクリアできると、そういう趣旨が二つ目であります。

三つ目、冬服の話は、サイズが違ったとか、お店が違ったとか、いろいろなことがあります。家計が厳しくても、いいものを着せてあげたいというような御家庭も多いので、予算の上限額がありますけれども、好きなものを好きなお店で購入していただいて、一定額を補助すると。そうしますと、製品現物をチェックをする事務局側の負

担も軽減されますし、子供たちの意向に沿った制服の調達ができると。そういった趣旨の改正が３点目であります。

御質問、御意見ございましたら、お願いします。

高橋先生。

高橋委員

これ、すごくいい取組で、以前から、未納とかが楽になるのじゃないのという意見とかあったと思うのですよね。

だから、他にも同様に解決できる課題があるかもしれないなと思って。そういう視点で業務を見直して、ぜひ効率化していただけたらいいなと思いました。

以上です。

教 育 長

そのほか、ありますか。

鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員

ちょっとよく分からないこともありまして。改正によって、予算が増えるということはないのですか。

教 育 長

課長、どうぞ。

学 務 課

現在、制服の件ということかと思いますが。

鈴木委員

まあそうです。

学 務 課

予算上は、現行と同程度ということで予定をしています。

鈴木委員

金銭のやり取りの負担が少なくなるので、非常にいいことだと思います。

教 育 長

印象としては、効率化が図られるので、人件費も含めた予算、負担軽減がなされた。だから、その分で上限の引上げといった検討は可能か、という御質問かと思います。今の段階では、負担軽減相当額をはじき出すには至っていないと思いますので、予算折衝もありますけれども、今後効率化を進めるに当たって、人件費を中心とした事務費が軽減されるときには、その代わりにというのですか、財源が後退しないような、要領よく予算編成するようにお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、議案の第61号については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案の第62号 土浦市入学準備金支給規則の一部改正について、引き続き学務課長から、お願いします。

学 務 課

学務課です。

資料は、⑨－１の２ページ目をお願いいたします。土浦市入学準備金支給規則の一部改正について御説明をいたします。

一部改正の趣旨ですが、本規則は、先ほど御説明しました就学援助規則と同様の趣旨の制度ですが、内容は、新１年生を対象として、小学校及び中学校に入学する前に入学準備金を支給する事業です。

本規則につきましても、標準化法に基づき、標準様式に変更するため、土浦市入学準備金支給規則の一部を改正するものです。

一部改正の主な内容は、様式２号及び様式３号を標準様式に変更するものです。

施行日は令和８年４月１日です。

説明は以上です。

教 育 長

様式の変更だけですかね。

この件につきまして、御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは、議案第62号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案の第63号 土浦市学校運営協議会規則の一部改正について、生涯学習課からお願いします。

矢内課長。

生涯学習課

生涯学習課です。

資料は⑩－１、２ページ目をお願いいたします。土浦市学校運営協議会規則の一部改正について御説明いたします。

法改正に伴い、学校長が作成する学校運営の基本方針に、業務量の管理と健康確保措置の実施を盛り込むことが義務化されました。

学校運営の基本方針につきましては、各学校に設置している学校運営協議会での承認が必要であることから、承認事項を追加するため、土浦市学校運営協議会規則の一部を改正するものです。

２番、改正内容については、学校運営に関する基本的な方針の承認事項に、業務量管理、健康確保措置の実施に関することを追加します。

また、先ほど説明ありましたとおり、学校通学区域規則の名称が改正されることから、引用する文言を改めます。

詳細につきましては、別添の改正案文と新旧対照表を御参照願います。

施行日は令和８年４月１日の施行です。

以上です。

教 育 長

ただいまの件につきまして、御質問、御意見お願いします。

高橋先生、どうぞ。

高 橋 委 員

一つだけ質問なのですが、これに規定している業務量管理・健康確保措置の実施というのは、教職員のということですよね。

教 育 長

矢内課長。

生涯学習課

そのとおりです。

教 育 長

石川先生。

石 川 委 員

勉強不足ですいません、業務量管理と健康の確保とは、具体的にどういうことなのでしょう。

教 育 長

矢内課長。

生涯学習課

学校の先生の業務量に関して、時間外が増えないかとか、そういったものの管理、また、健康状態の確保についての方針、それを学校長が定める学校運営方針の中に盛り込むということになります。

石 川 委 員

それを運営協議会でちゃんとチェックしてねというふうな。

生涯学習課

そこについても運営方針の中に入ってます。

石 川 委 員

なるほど。

教 育 長

もっと学校の先生の働き方を推進しましょうと、こんな方針でって学校長が決めます。あるいは、健康管理をこういうふうにやってみましょうと。その方針を一般の地域の方々に御承認を頂くと。時代を反映して、学校運営協議会において地域の方にも、そ

れを承認、御意見を頂く趣旨ということですのでいいですね。

ほかにございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、議案第63号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第64号 土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱の一部改正について、図書館からお願いします。

武藤館長。

図 書 館

資料の⑪の2ページをお願いいたします。土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱の一部改正について御説明いたします。

改正の趣旨及び内容としては、令和8年4月1日付の行政機構の見直しに伴い、図書館サービス計画推進委員会委員の部署名に変更が生じることから、要綱の一部改正を行うものです。

内容につきましては、資料⑪-2及び新旧対照表⑪-3に記載のとおりです。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

高橋委員。

高 橋 委 員

従来も、図書館サービス計画推進委員会というのがあって、その中の広報広聴課長だった職務をシティプロモーション課長に改めるということですね。

教 育 長

課長、どうぞ。

図 書 館

図書館サービス計画推進委員会というものを計画で進めるに当たり、委員として広報課長をお願いしているところですが、課の名称がシティプロモーション課に変わったので、今回要綱の改正はそこの部分だけ改正ということで。

高 橋 委 員

分かりました。

教 育 長

議案第64号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第65号 土浦市立土浦市民会館条例施行規則の制定について、文化振興課からお願いします。

佐賀課長。

文化振興課

資料の⑫-1の2ページをお願いいたします。土浦市立土浦市民会館条例施行規則の制定についてです。

2月定例会において、利用料改正で、条例の一部改正を可決いただきましたが、条例改正に伴い、施行規則についても確認をしたところでございます。

大きい1番の制定の趣旨のとおり、市長の教育委員会に対する事務委任規則により、市民会館の管理運営に関することは、教育委員会に事務委任されております。これまで本施行規則は市規則でしたが、今後の事務の効率化を図るため、教育委員会規則として制定し直すものです。

ちなみに、事務委任を受けている施設ですが、市民会館のほか、市民ギャラリー、新治トレーニングセンター、それから都市公園内にある体育施設がございます。このうち市民ギャラリーにつきましては、既に教育委員会の規則として制定されております。

都市公園内にある体育施設は、公園の管理上、市長部局の規則として置いておく必要があります。今回は、市民会館と新治トレーニングセンターについて、教育委員会規則として制定し直すものです。

大きい2番、制定の内容ですが、（１）利用手続に関すること。（２）利用に際して注意いただくこと。（３）指定管理者について、その他、様式を規定するものです。内容の詳細につきましては、資料の2、3を御参照いただければと思います。

施行日につきましては、令和8年4月1日とするものです。

説明は以上です。

教 育 長

ただいまの件につきまして、この後の新治トレーニングセンターも同じ趣旨ですが、施設の性格的に、一般行政のほうで取り扱う施設であります。現実的に教育委員会の規則としたほうがいいだろうということで、実際に今、行われているわけなのですが、規則というと、申請書など事務手続の様式等も定めているものになります。役所の事情で、市の規則というか、市長のほうの規則になっていたんで、それを現実には教育委員会で取り扱っているんで、教育委員会の取扱規則に衣替えをしましょうという。この後の新治トレセンも全く同じ内容ですが、特に判断要素はなく、適正にこの機会を捉えて改正すると、そういったものです。

御質問、御意見ございましたら。よろしいでしょうか。

議案第65号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、ちょっと先に説明しちゃったのですがけれども。議案第66号 土浦市新治トレーニングセンター条例施行規則の制定について、スポーツ振興課からお願いします。

日高課長。

スポーツ振興課

資料⑬－１の2ページ目をお願いいたします。土浦市新治トレーニングセンター条例施行規則の制定について御説明いたします。

内容は、先ほどの文化振興課の市民会館と同様になります。

1の制定の趣旨ですが、市長の教育委員会に対する事務委任規則により、新治トレーニングセンターの管理運営に関することは、市長が教育委員会に事務委任していることから、現行の市規則を廃止し、改めて教育委員会規則として制定するものです。

制定の内容ですが、新治トレーニングセンターの管理運営に関し、土浦市新治トレーニングセンター条例に基づき、施行規則により必要事項を定めます。

詳細につきましては、別添を御参照願います。

3の施行日は、本年4月1日からとなります。

説明は以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

同じような内容ですが、御質問、御意見ございましたら、お願いします。よろしいですか。

では、議案第66号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第67号 土浦市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について、

指導課より説明をお願いします。

指導課 教育長、指導課です。

それでは、資料⑭の２ページ目を御覧ください。土浦市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正についてです。

今回、全部改正の主な要因としましては、４点ございます。

１点目としまして、土浦幼稚園の閉園により市立幼稚園がなくなったため、延長に係る規定が不要になった点。

２点目としまして、平成19年に文部科学省が作成いたしました特別支援教育支援員を活用するためにとの整合を図る必要が生じた点。

３点目としまして、特別支援教育支援員の任命及び人事に係る規定に法律と整合しないものが存在した点。

４点目としまして、同市のほかの例規との整合性を図る点。

これら、以上４点に対応するために行う改正につきましては、訓令全体に及んでおりまして、一部改正の手法を用いますと非常に煩雑となるため、訓令を全部改正することとしました。

改正の趣旨、内容につきましては、記載のとおりとなります。

また、詳細につきましては、案文は資料⑭－２、内容説明書は資料⑭－３にございますので、御覧いただければと思います。

施行日は令和８年４月１日といたします。

説明は以上となります。

教育長 特別支援教育支援員を学校に配置しているわけですが、お給料、任命手続、そういったものを諸々整理したということで、内容を大きく変更するものではございません。文言の修正といった内容です。

御質問、御意見ございましたら、お願いします。

鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員 支援員の申請は、次年度の申請は、もうなされているのですか。

教育長 指導課長。

指導課 指導課です。

次年度、令和８年度の教育支援員については、学校からの要望も踏まえながら、配置を全て終えているところです。

鈴木委員 分かりました。

教育長 そのほか。

福島委員 福島先生、どうぞ。

支援員さんの職務ですけれども、六つになったというふうに、これは文科省が作成した支援員の取扱いに準じていることですが、最近出たもので、今回改めたのですか。

教育長 課長、どうぞ。

指導課 こちらのほう、実際に文部科学省で作成されたのは平成19年で、時代が少し前なのですが。本市で、今まで支援員の職務の表記としましては、児童等の生活支援及び介助に関することと、児童等の安全確保に関することと、大きく二つにまとめていたところを今回改め、六つというところで、より具体的にお示しした形になっています。

福島委員 二つの項目の中に、大きくこれらの職務を入れていたということですかね。それを細分化して、きちっと支援員さんの仕事ですよ、責任ですよと、そういうふうを示した

ということですね。

教 育 長  
指 導 課  
教 育 長

課長、どうぞ。

そのとおりです。

国が示す職務を支援員さんに求めていなかったとか、そういうことではなくて、大局的に二つの大きなくくりでやってきたけれども、誤解がないように表記をして、誰もが理解して異論のないよう規定したという趣旨ですかね。

指 導 課  
教 育 長

はい。

分かりました。

その他、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案の第67号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第68号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について、学務課からお願いします。

学務課長、どうぞ。

学 務 課

資料の⑮の2ページ目をお願いいたします。学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について御説明いたします。

1の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、土浦市立学校管理規則及び委嘱に関する要綱の規定に基づき、別紙のとおり委嘱を行うものです。

また、2の産業医については、土浦市立学校教職員衛生管理要綱の規定に基づき、別紙のとおり選任し、非常勤特別職として嘱託を行うものです。

委嘱及び嘱託の期間は、いずれも令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

3ページの委嘱者につきましては、氏名の前に米印をした方が、新規の委嘱となります。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、御質問、御意見ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案の第68号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第69号 土浦市地域学校協働活動推進員の委嘱について、生涯学習からお願いします。

矢内課長。

生涯学習課

資料⑯の2ページ目をお願いいたします。土浦市地域学校協働活動推進員の委嘱について説明させていただきます。

地域学校協働活動推進員は、学校と地域のパイプ役の存在で、地域と学校の協働活動における地域人材の確保や活動のコーディネートをしていただいております、活動は徐々に増加しているところです。

本年3月31日をもって任期満了となりますことから、土浦市地域学校協働活動推進員設置要綱第2条の規定に基づき委嘱するものです。

記載の推進員6名につきましては、それぞれ学校運営協議会の委員として参画してい

ただくとともに、様々な協働活動を企画し実践していただいております、令和8年度も引き続き委嘱するものです。

委嘱期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、御質問、御意見ありましたら、お願いします。

鈴木先生、どうぞ。

鈴 木 委 員

この委員さん6名は、継続の委員さんということですね。

教 育 長

課長、どうぞ。

生涯学習課

生涯学習課です。

そのとおりでして、来年度も6名継続となっております。

鈴 木 委 員

担当区域は4か所で、ほかの区域にも増やすという計画はないのでしょうか。

生涯学習課

生涯学習課です。

増やしたい考えがあるのですけれども、なかなか適任者がいらっしゃらなくて。例えば都和小学校では、目当てはついているのですけれども、まだ学校協議会の委員に入っていないので、まずはそちらに入ってもらってからとか、そういった内部で調整している部分がありまして、来年度以降は徐々に増やしていきたいと考えております。

鈴 木 委 員

よろしくお願いします。

生涯学習課

ありがとうございます。

教 育 長

ほか、ございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、議案第69号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第70号 土浦市青少年相談員の委嘱について、引き続き矢内課長お願いします。

どうぞ。

生涯学習課

資料⑰の2ページ目をお願いいたします。土浦市青少年相談員の委嘱について説明いたします。

土浦市青少年相談員につきましては、青少年の健全育成のために様々な活動を行っていただいております。本年3月31日をもって任期満了となりますことから、青少年相談員設置規則第2条の規定に基づき委嘱するものです。

表中、氏名の欄に米印がある17名が新たに委嘱する委員、そのほかは再任される委員で、委嘱期間は2年間とするものです。

なお、各学校から選出される相談員につきましては、4月以降、新体制になってから決まるため、学校名の記載とさせていただきます。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いします。

鈴木先生、どうぞ。

鈴 木 委 員

青少年相談員というのは、具体的にどういう活動をされているのでしょうか。

教 育 長

矢内課長。

生涯学習課

中学校地区にブロックがありまして、7名から13名程度、地区によって違うのですけ

れども。基本的には、地域の街頭活動に参加していただいたり、あとは、例えばですけども、20歳の集い、旧成人式ですね、そういったときに特別指導ということで、周りのパトロールをしていただいたりとか、そういったことをやっていただいています。

鈴木委員  
教育長  
鈴木委員  
福島委員

分かりました。

そのほか、ございますか。よろしいですか。

福島先生は相談員ですね。どういう活動をされていますか。

緑のジャケットを着て、駅前の辺りを歩き、それが多少の抑止力になるかというところですよ。歩いて補導。本当に補導することはほとんどありません。声かけばかりですよ。月にそれを2回やっています。前半は土浦駅周辺で、あと後半は、それぞれの中学校のブロックの地区を歩いています。

鈴木委員  
教育長

月に2回。御苦労さまです。

最近、相談員の皆さんから、ちょっとお話があつて。昔と違って、声かけをやるシチュエーションが随分少なくなったよねと。それだけ相談員の成果が上がっているという。大分落ち着いて、あまりそういうふう元気な子供たちに声かけるという場面が少なくなったというふうなお話。そうなのですか。

福島委員

本当にそうです。私は30代の頃やっていたのですが、その頃なんて、本当にいろいろ危ない状況も何度か見かけましたけれども、今は、まずいいです。どこに行っちゃったのですか。

教育長  
鈴木委員  
教育長

相談員の成果でしょう。そういった状況です。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、議案第70号につきましては、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第71号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について、生涯学習課からお願いします。

矢内課長。

生涯学習課

資料⑱の2ページ目をお願いいたします。土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について説明いたします。

この集会所は、藤沢地区にある同和問題部落差別の解消を目的とした施設で、運営委員については、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、土浦市藤沢集会所条例第11条の規定に基づき、6名の委員を委嘱するものです。

表中の上から2人が再任される方で、氏名欄に米印があります4名の方が新たに委嘱する委員であります。

委嘱期間は、令和10年3月31日までの2年間です。

説明は以上です。

教育長

この件について、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。

高橋先生。

高橋委員  
教育長  
生涯学習課

なぜ藤沢集会所という施設があるのでしょうか。

矢内課長。

生涯学習課です。

以前に部落差別問題があった地域に、生活上の各種相談や人権啓発活動、住民同士の交流を促す拠点として建てられたものが藤沢集会所になります。

高橋委員 これはいつ建てられたものですか。また、例えば学校でも差別に関して教育をされているのでしょうか。

教育長 矢内課長。  
生涯学習課 藤沢集会所は昭和62年からあるものです。人権教育については、例えば学校の教職員や教育委員会職員に対して、県が作成した人権啓発ビデの視聴などを通して、人権意識の向上に努めております。

教育長 部長、何か補足していただけますか。  
教育部長 部落差別解消推進法が平成28年にでき、土浦市としても、令和5年度から人権推進課という部署を作り、積極的に人権問題に取り組んでおります。部落差別問題だけでなく、様々な人権に関する市民の理解向上を図るため、各関係団体と連携して様々な機会に啓発活動をしています。

教育長 指導課長のほうから、学校教育について、何か補足することはないですか。  
指導課 指導課です。  
学校におきましても、児童生徒への教育活動として、発達段階に応じて、先ほどの動画の視聴のほか、同和問題だけでなく人権教育として、いじめや友達との関係づくりに関連した指導を行っております。

高橋委員 人権推進課があり、ダイバーシティなども含めて、市として包括的に対応することが望ましいと思います。

教育長 現実問題をよく見ながら、理想的な人権問題解決に向けて、行政はどういう対応すべきか、常に考えていく必要があると考えております。  
よろしいでしょうか。  
では、議案の71号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

教育長 続きまして、議案の第72号 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、お願いします。指導課長。

指導課 指導課です。  
それが資料⑨の2ページ目を御覧ください。土浦市いじめ問題対策委員会の委嘱について御説明いたします。  
その後、土浦市いじめ問題対策連絡協議会条例第12条の規定に基づきまして、土浦市いじめ問題対策委員会委員を表のとおり委嘱するものです。  
こちらの表の中の米印の方は、新たな委員となる方であり、その他の専門家の1名、調整中となっているものに関しましては、現在、茨城県弁護士会において調整をしております。  
弁護士会のほうから推薦が決定しましたら、残任期間を委嘱したいと考えております。  
なお、委嘱の期間としましては、令和8年3月25日から令和10年3月24日の2年間といたします。

教育長 説明は以上となります。  
では、御質問、御意見ございましたら。

福島委員 福島先生。  
この委員会は、今年度どれぐらい稼働したのでしょうか。

教 育 長 課長、どうぞ。  
 指 導 課 こちらのほう、いじめ問題、いわゆる重大委員会ですが、この2年間においては、実動はございません。

福 島 委 員 上がってくる事案がなかったということですか。  
 指 導 課 そういうことになります。  
 教 育 長 ほかにございますか。  
 石川先生、どうぞ。

石 川 委 員 逆に、ここに上がる前に、事案はどのように報告が上がってくるのですか。  
 教 育 長 指導課どうぞ。  
 指 導 課 指導課です。  
 各学校で、また、子供たち、家庭のほうで、いじめであると、自分がこういう痛い思いをしたとか、嫌な思いをしたという訴えを、それぞれ学校で毎日のように拾い上げて対応しているところではありますが、その中で、解決、解消に向かい、3か月以上継続していないときには解消という形で捉えると国のほうで示しているところではあるのですけれども。  
 実際、継続した場合に、いじめ問題対策委員会のほうに上がるというのは、保護者のほうで、これは重大事態であるということを申し立て、そういう形で話が合った際には、重大事態として扱う形になっていきます。

石 川 委 員 保護者の方が直接教育委員会に来ることもできる、学校を通して来るとというのが原則なのですか。

教 育 長 課長。  
 指 導 課 基本、学校のほうにという形になりますので、いじめ問題対策委員のほうですが、こちら市の教育委員会で設置をする委員会ですが、これ以外にも学校で設置をする委員会もあり、いろいろな性格というか、それぞれ設置をする形です。  
 ただ、今まで土浦市では、学校で、また、教育委員会でも、保護者、子供たちと話をさせてもらっている中で、本人同士納得をして、解消に向かったということで、重大事態までは至っていない状況です。

石 川 委 員 分かりました。すいません。  
 今までは無いとのことですが、最後の逃げ場として、ここがあるというのは、皆さんにお知らせしたほうがいいのか。学校に言っても無理だからといって、重大なことが起きてしまう可能性があるのも、最終的な逃げ場所として、ここが使えるかというのを教えてもらいたいです。

教 育 長 保護者、子供の目線に立って、いじめという事態が起こったときに、事務フローで、どのレベルでどこにという御質問だというふうに思います。  
 だから、法律で重大事態、首長まで上がるとか、そういう全体像の中で、この委員会、どんな役割とか位置づけになるのかと。保護者側、家庭からしたら、うちの子いじめられているよというときに、どこに行ったらいいのかと。そういうご質問ですね。

石 川 委 員 学校に言っても解決できない場合があるじゃないですか。保護者としては、学校に言っても無理だとなったときに、どこに行くのだという、最終のところはここなのかというのをお聞きしたい。

教 育 長 課長。

指 導 課 それは、こちら教育委員会になります。  
教育委員会にお話があった際に、重大事態の委員会を設置するという形で上がっていますが、こちらの委員会の性格が、実際、重大事態について、加害者側に懲罰を与えるものではなく、再発防止を目的としているので、いじめが継続しないためにどうしたらいいかという対策について、まとめていただく形のものになります。

石 川 委 員 その委員会ということですね。  
そうすると、保護者としては、教育委員会に連絡するということですね。うちの子が、いじめられていて、学校に言っても難しい、なかなか解決してもらえない、どうしようと思んだときは、教育委員会に電話するという窓口があるということですか。

教 育 長 部長、どうぞ。  
教 育 部 長 窓口は、市町村の教育委員会でも、県でもどちらでも、相談しやすいところに行っても大丈夫です。  
学校内でトラブルになっていることが多いので、学校の先生では難しいと思ったときに、逃げ場所というか、次の場所というところ。それは市教育委員会でもいいし、県でもいいし、どちらでも大丈夫です。

石 川 委 員 それはホットラインとしても用意されている。  
教 育 部 長 はい。  
石 川 委 員 それとこの委員会は別という形ですね。  
教 育 部 長 別ではないと思います。相談を受けて、重大事案ということになれば、市町村に調査依頼をかける委員会になります。

石 川 委 員 分かりました。ありがとうございます。  
教 育 長 高橋先生。  
高 橋 委 員 この2年間で、県なり土浦市の教育委員会に、いじめに対する連絡や相談というのは、1件もなかったのですか。

教 育 長 課長、どうぞ。  
指 導 課 いじめ事案の相談に関しましては、土浦市教育委員会にも、あと県にも、ある程度、相談はありました。相談はありましたが、こちらでお話をお聞きし、また、学校での聞き取り、学校への指示、指導というところで、解消に向かっていったということで、重大事態にまでは至っていないという現状です。

高 橋 委 員 あくまで再発予防と言われたじゃないですか。なので、もしそういう相談があったら、こういう事案がありました、それについてこういうふうに対応しました、例えば専門家の先生に相談をしたとか、こういう対応でよかったのか、フォローはどうだったのか、そういうことを有識者の方に御相談する委員会でもいいのかなと思いました。  
せっかく委員会があつて、委員も委嘱しているけれども、2年間全く何の活動もないって、少し違和感があります。全くいじめながないならいいのですけれど、現実にあるわけじゃないですか。教育委員会まで上がらなくても、実際学校現場では、いろいろないじめの問題があると思うのです。だとしたら、せっかく委員会があるのであれば、そういうことを協議し合って、もっと活用したほうがいいのではと思いました。

教 育 長 課長、どうぞ。  
指 導 課 実際、対策委員会ですが、いじめの規定というところがあり、重大事案にまで至らないということで、その前のところで学校でも対応していて、そこで上がってこないということもありまして。

実際この母体というか、資料に載せてはおりませんが、いじめ問題対策連絡協議会等条例で定めております、いじめ問題対策連絡協議会というのを設置しております、こちらのほうは、PTAの代表、法務局の方、児童相談所の方、警察署の方、学校の教職員、市の総務課、こども包括支援課、人権推進課など関係課の職員といった方々で構成され、年2回ほど、学校、市として、どういう事案が起きているかというところを協議して、こういう対応があるとか、こういう場合には、こうしたほうがいいのじゃないとか、また、警察から、こういう対応もありますねというような助言を頂きながら、いじめの対策について、市として、ある程度の方方向性を持ちながらやってまして、教育委員会として学校に指導をしたり、関係機関と連携している現状であります。

高橋委員　では、このいじめ問題対策委員会って、そういう教育のいじめ問題とか何かあったときにテレビとかで出てくる、第三者委員会の位置づけなのですか。

指導課　そうです。

教育長　福島先生、どうぞ。

福島委員　実動がなかったという話につながると思うのですが、委員15人以内をもって組織するというのに対して、6人という人数は、やっぱり少ないと感じます。実動しないだろうという前提に、この人数なのかなという勘ぐりをしたりしてしまつて。せっかく委嘱するのであれば、やっぱり問題対策をしていただけるような何らかの活動、実動があったほうがいいのかなど。

第三者委員会とはまた別なので、一緒にできないのか分からないのですが、名前だけになってしまうことのないようにしていただきたいと思います。

教育長　どうぞ。

指導課　指導課です。

いじめ問題対策委員会は、15名以内の委員をもって組織するところ、本市では、6名委嘱をしているところですが、これは御意見をまとめる上で適正であるという判断の下、6名にさせていただいております。

先ほど御説明しました、いじめ問題対策連絡協議会に関しては、委員は20名以内ということで、実質17,8名の委員で御意見を頂いているところです。

6名という人数に関しましても、今後、改めて適正な人数を検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

教育長　鈴木先生、どうぞ。

鈴木委員　連絡協議会のほうは、年2回ぐらい活動されているということでしたら、1回ぐらいは、こちらの委員の方にも声かけて、一緒に同席していただいたらどうでしょうか。

教育長　どうぞ。

指導課　指導課です。

御意見ありがとうございます。その点も含めまして、次年度につきましては、委員の連絡協議会の委員としてのところに関しましても、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

鈴木委員　両方の委員にする、ということは必要ないと思うのですが、同席して一緒に活動していただければいいのでは。

教育長　部長、どうぞ。

教育部長　このいじめ問題対策委員会、何度も言うのですが、重大事案が発生したときと

いうことになってまして、重大事案の定義というのが、長期欠席になり、不登校になってしまった、自殺した、人に被害を加えてしまった、いうのを国は大まかに重大事案としておりまして。本市は、いじめの相談はあるのですが、そこまでは至っていないので、この委員会は、国が定めている委員会の設置・活動までは至っていない。

ただ、鈴木委員さんが仰るように、うちで色々な相談を受けていることもあるので、それを委員さんたちに、こういう傾向ですという情報提供はしたほうがいいのではという御意見かと思うので、それは持ち帰ります。

この委員会は、あくまでも調査委員会になってくるので、要するに、いろいろな専門家、スクールソーシャルワーカーや弁護士の方が、専門的な立場から事案発生の原因などを細かく調査する目的なので、予防的なカテゴリーではない立場のため、それぞれ弁護士会などからの推薦をもって委嘱している状況で、実際には開いていないというところですよ。

鈴木委員  
教育部長

分かりました。この方たちの活動がないということはいいことだと。

そう言っていただくと、よろしいかと。

ただ、対策協議会は別にやっていますので、そこではしっかりと関係機関の連携やケース検討はしているので、そちらも充実させていきたいと思います。

鈴木委員  
教育長

分かりました。

よろしいでしょうか。

弁護士の方は候補を調整中とのことですが、今回の委嘱はどのように進めるつもりですか。どうぞ。

指導課

指導課です。

現在、弁護士の方については、調整がついていないので、まず5名の方で委嘱をお願いしたいと存じます。

教育長

ということは、弁護士さんの候補が上がってきたら、改めて教育委員会で審議・議決をいただく予定だということで。そういうことですので、今回は5人の委員について議決をお願いしたいということです。

それでは、議案の第72号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

そういうことで、追って、もう1人の議案をお諮りいたします。

続きまして、次第の4です。報告事項に入ります。時間が押していますので、端的に説明をお願いします。

まず、第1回市議会の定例会の一般質問について、順番をお願いします。

教育総務課からお願いします。

教育総務課

教育総務課です。

資料⑳の7ページをお願いいたします。

郁政会を代表し、海老原議員から、学校体育館空調整備の全体計画と整備完了時期について質問がございました。

児童生徒の熱中症対策の一環として、整備が急務と考えるが、市の計画を伺いたいという内容でございました。

答弁としましては、12月に補正予算を編成し、先行して事業開始をした6校を含め、小学校8校を令和9年度末までに設置する旨、また、その他の学校については、長寿命化改良工事と併せて実施し、令和15年度までの完了を見込むが、先行する8校の工

事状況を加味し、前倒しに努める旨、お答えいたしました。

説明は以上です。

教 育 長 もう既にお示しをさせていただいていますが、御質問等よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、次に移ります。

スポーツ振興課で日高課長、お願いします。

スポーツ振興課 続きまして、8ページをお願いいたします。

質問事項は、スポーツ環境（川口運動公園野球場）の充実について、1点目、人工芝生化の概算事業費と財源の検討状況。2点目、人工芝生化検討の具体的スケジュール、3点目、改修による大会誘致や経済効果の試算でございました。

質問の要旨・背景は、質問事項のとおりです。

答弁の要旨としましては、1点目、見込みの概算事業費を説明し、国の補助金やクラウドファンディングを活用していく。2点目、令和8年度に費用対効果分析調査を実施し、その結果により人工芝化の判断を行い、令和9年度に実施設計、令和10年度の竣工を目指していく。3点目、より多くの大会の誘致が可能になる旨を説明し、野球に限らず多様なイベントへの利活用も見込まれ、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと認識していると答弁しております。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 続きまして、教育総務課からお願いします。

教育総務課 39ページをお願いいたします。

新勇会を代表し、田中議員から、学校体育館及びその他施設の体育館へのエアコン設置計画について、非常用電源の設置について質問がございました。

設置計画につきましては、海老原議員への答弁と同様にお答えいたしました。

その他施設の体育館へのエアコン設置計画については、スポットクーラー対応である旨、非常用電源の設置については、現在、各校にポータブル発電機を配備済みであるが、停電時に発電するエアコンもあることから検討したいという旨をお答えしたところです。

説明は以上です。

教 育 長 この件につきまして、御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 続きまして、吉田千鶴子議員の質問について教育総務からお願いします。

教育総務課 53ページをお願いします。

公明党土浦市議団を代表し、吉田議員からも、屋内運動場への空調設置工事の計画スケジュールと財源について質問がありました。

設置計画につきましては、海老原議員、田中議員への答弁と同様にお答えをいたしました。

財源につきましては、国交付金が2分の1、残り2分の1に地方債が充てられ、地方債償還の半分に交付税が措置されるため、市負担は事業費の4分の1になる旨、お答えしたところ です。

説明は以上です。

教 育 長

御質問よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長  
生涯学習課

次の福田議員、3本ありますが、まずは公民館の件ですね。

生涯学習課です。

資料76ページをお願いいたします。

福田議員から、上大津公民館の増築及び長寿命化改修工事に関して、4点の御質問を頂きました。

質問の背景と要旨については、上大津公民館は、施設の増築及び長寿命化改修で方針が決まり、現在、基本設計をしているところです。地域の方から新築・平屋で整備するよう要請がありましたが、長寿命化改修で整備することを御理解いただいたところであり、その後、施設の整備に関して、資料の一番下のほうにあります5項目の要望が出されたところです。その要望に沿った質問がございまして、生涯学習課としましては、そのうち2番、4番、5番目の3点と、大きな地震が発生した際、既存建物と増築部分の接続における被害拡大の対策についてのお答えをしております。

答弁としましては、幅広い世代の利用を考慮した施設の整備につきましては、交流スペースやキッズコーナーなどを新たに整備するほか、エレベーターの新設や段差の解消、授乳室などの設置により、誰もが利用しやすい施設となるよう取り組むことをお答えしました。

2点目の駐車場対策は、機能の維持に留意しながら、施設規模に応じた駐車スペースの確保に努める旨答弁しました。

3点目の施設設計に当たり、地域住民の意見を取り入れることにつきましては、これまで地域住民を対象としたウェブアンケートや利用団体へのアンケートを実施して参考としていることを説明し、設計案がまとまり次第、住民説明会を開催して、利用者の意見を伺う予定であることをお答えしています。

最後の4点目、地震対策は、過去の耐震診断や地盤調査、基本設計内で実施している劣化状況調査のいずれにおきましても、問題がないことを説明しております。

また、増築部分は、独立して建築し、既存建物と連結することで、建物同士の干渉を軽減して、地震による影響を受けにくい設計とするなど、設計や施工の各段階に応じた対策を講じることで、建物の安全性を高めて、安心して利用していただく環境づくりに努める旨をお答えしております。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、御質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長  
指 導 課

続きまして、指導課ですね。

82ページを御覧ください。

同じく福田議員からの一般質問で、小中学生の自殺対策ということで、2点御質問頂きましたが、まず1点目、学校における対策について御質問頂きました。

答弁としましては、児童生徒が命の尊さを実感できる活動、また、児童生徒の相談窓口の整備について、併せて教職員の研修について説明をいたしました。

また、今後としまして、さらに早期発見、早期対応の体制強化、また、関係機関との連携を一層推進し、今後も子供の命を守る取組を推進していく旨の答弁といたしました。

以上となります。

教 育 長

この件につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋先生。

高 橋 委 員

一つ、議員さんから、土浦の現状がどうなっているか伺うとあるのですけれども、土浦市では、小中高生の自殺者というのは、いないという認識でいいのですよね。

教 育 長

どうぞ。

指 導 課

小中学生に関しては、そのような形ではありますが、高校生に関しては、正直、教育委員会としては把握ができておりませんが、小中学生に関しましては、ない形になっております。

高 橋 委 員

福田議員さんが、それでよければ全然いいのですけれども、一応、小中高生の自殺対策についてということで、全国的には、過去最高532人になりましたと。多分心配しているのは、土浦市としてはどうですかというのを御心配されているので、少なくとも、土浦市民として、高校生については県に聞けば分かるわけです。そこは併せて御回答されたほうがいいのかなと思いました。

教 育 長

部長、どうぞ。

教 育 部 長

今の御質問ですけれども、確かに把握したいのですが、自殺者数というのが、警察から統計上、市町村に下りてまいります。19歳以下の方は数字しかないの、高校生なのか、どこに住んでいるのか、そういうことも全然分からない状態です。要するに、数として少なく、個人が特定される可能性を配慮し、大卒な数字しか出てこないのが現状です。それも住所地で亡くなっているのか、要するに自殺する場所を選ぶ人もいるので、そこについても、統計上ちょっと違うのです。

障害福祉課で自殺対策計画を作っているの、障害福祉課には警察からの報告が定期的に来ますが、そのことについては、曖昧というのは変ですけれども、特定されない仕組みになっている状況です。本当に数名なので、公表しないというか、できない実情になっています。

高 橋 委 員

分かりました。少なくとも小中学校生については、いないということですね。

教 育 部 長

はい。

高 橋 委 員

それはちょっと安心しました。

教 育 長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、臨時教員の正規化について、指導課からお願いします。

指 導 課

それでは、資料の87ページを御覧ください。

同じく福田勝夫議員から、臨時教員の正規化実施について御質問がありました。

質問の要旨・背景につきましては、記載のとおりとなります。

答弁の方向性としましては、土浦市立学校における臨時的任用職員の任用数と、主な業務内容について。また、令和8年度2月現在で未補充となっている臨時的任用職員の数について、それぞれ答弁させていただきました。

今後については、退職された教員の活用も含めた人材確保を図っていくということで答弁をさせていただきました。

説明は以上となります。

教 育 長

この件につきまして御質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

どうぞ。

高橋委員 未補充の数が、結構な数いらっしゃいますよね。答弁的には、人材確保を今後も図っていくとあるのですけれども、これは何らかの形で補充は可能なのですか。

教育長 課長、どうぞ。

指導課 指導課です。

御質問ありがとうございます。答弁でもお話をしていたのですけれども、4月当初に欠員がある際には、4月から3月までの任用が基本になり、任用がしやすいのです。年度途中で産休に入られる方や、療養休暇に入られた方の場合ですが、産休は、ある程度準備期間があるので探すこともできるのですが、療休の場合には、準備期間も難しいところもありますし、8月、9月ぐらいからになると、人材は、なかなか確保が難しいのが現状であり、そこに関しては、未補充という形になってしまう場合がございます。

高橋委員 その対策をどうするかを考えなきゃいけないですね。この間も、学校に行ったときに、お休みになってしまって、校長先生が対応していることもありました。どうするかは考えておかなきゃいけないことですね。途中からというのは難しいのですか。

教育長 参事、どうぞ。

参事 学校には、定数といって、学校の担任をしたり、教務主任をしたりという職員に加えて、加配措置といって、それ以外の先生というのが県から措置をされております。現状は、定数の中で、担任の先生がいろいろな御事情でいなくなった場合、相談の上、加配措置の先生に代わりに担任をしていただくという形で、担任の先生が未補充にならないよう措置をしているところです。

ただし、本来であれば、少人数指導、例えば算数の授業を2人で行って、手厚く指導しましょうという目的で配置された先生が、担任に移ってしまうので、本来やるべき少人数指導という部分が手薄になってしまうというきらいはあるわけですが、そのような形を取って、担任の未補充というものを基本的には起こらないような形でやっております。

ただ、日によって、例えば出張者などがいて、どうしても担任の先生が抜けてしまう場合は、管理職がの校長や教頭が授業に出るというケースも、まれではありますけれども、生じているのが現状です。

高橋委員 特に小学校で担任の先生がいなくて、大変なことになってしまうと思うのですよ。実際にそういうことも起こっているのですか。

参事 年度途中から産育休であったり、あるいは療養休暇ということで、担任の先生がお休みを取らなければならないような事態は、ある程度発生しております。そのために、先ほど申し上げた加配の先生であったり、管理職の先生が担任せざるを得ないような状況というの、少数ではありますけれども、生じております。

高橋委員 でも、少なくとも担任の先生がいらない学級はないということですよ。

参事 そのとおりです。

高橋委員 分かりました。

教育長 そのほか、ございますか。

それでは、次に参ります。奥谷議員のフッ化物洗口について、お願いします。

学務課長。

学務課 学務課です。

資料は92ページをお願いいたします。

奥谷議員から、昨年9月の一般質問に続きまして、フッ化物洗口について4点御質問を頂きました。

質問の要旨・背景は、記載のとおりです。

答弁の要旨としまして、御質問の1点目、フッ化物洗口に係る事業計画策定の経緯と現場への周知については、本市では、事業開始から現在に至るまでの間、教職員の業務負担、薬剤管理、洗口液の誤飲など、問題なく実施ができていることを踏まえ、全校実施に向けた計画を校長会などで丁寧に説明を行いました。

2点目のフッ化物洗口の位置づけと法的根拠ですが、学校で実施するフッ化物洗口は、学校保健安全法に規定される健康診断の結果に基づく疾病の予防措置の側面がありますので、法律に基づいたものと認識しております。

3点目のフッ化物洗口を教職員に担わせることにつきましては、国からの通知では、関係者間で適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するよう求められておりますことから、教職員が関与することは差し支えないものと考えており、保健教育という側面からも、教職員が関わることでその効果がより一層高まるものと考えております。

4点目の教員業務支援員の活用については、国などと同様の対応としまして、市教育委員会でも、学校に多彩な支援スタッフを配置、教職員の業務負担軽減を図っております。

このようなことから、教員業務支援員の配置については、学校の個別事情やフッ化物洗口の実施状況を踏まえ、教職員の負担軽減ができるよう、引き続き学校と協議を重ねてまいりますという答弁をしています。

今後の対応につきましても、同様です。

なお、福島委員からの御意見を踏まえまして、学校で行う健康教育の意味や虫歯予防としてのフッ化物洗口の取組体制、教職員への理解周知及び負担軽減など、丁寧な説明、答弁としました。

説明は以上です。

教 育 長

この件に関しまして、御質問等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長  
指 導 課

続きまして、平岡議員ですね。指導課からお願いします。

指導課です。

資料の106ページを御覧ください。

平岡房子議員から、教育相談センターの早期設立について御質問がありました。

質問の要旨・背景は、記載のとおりとなります。

答弁としましては、最近3か年の療養休暇を取得した教職員数の変遷と、また、一概に申し上げることは難しいものではありませんが、要因として考えられる主なものについて御説明をしました。

2点目として、県や共済組合で実施している教職員を対象とした様々な相談窓口について、併せて、土浦市教育支援センターにおいても教職員からの電話相談を受けていることについて答弁をさせていただきました。

今後としましては、教職員の心理的安全性の確保に向けて、多様な相談方法、相談相手について、先生方に広く周知を、また、活用を進めていく旨の答弁といたしました。説明は以上となります。

教 育 長      この件に関しまして、御質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 続きますて、目黒議員ですね。指導課からお願いします。

指導課 資料の112ページを御覧ください。

目黒英一議員から、COCOLOプランを踏まえた土浦市の教育施策についての御質問がありました。

質問の要旨・背景につきましては、記載のとおりとなります。

答弁としましては、教育支援センターのアウトリーチ支援の具体的施策、また、早期支援に向けた取組につきまして。

2点目としまして、ポプラひろばの通室の児童生徒数と、支援シートを活用した学校との連携につきまして説明をいたしました。

3点目としまして、不登校児童生徒の学校外における学習成果の共有方法、また、その内容について御説明いたしました。

4 点目としまして、多面的に支援するために、専門家、支援センター、学校との連携とともに保護者会を開催しまして、家庭との連携を深めていることにつきまして。

最後 5 点目ですが、子供の相談窓口、教職員研修や児童生徒のニーズに応じた支援の  
具体策につきまして答弁いたしました。

また、今後としまして、さらに学校、関係機関、専門家等と連携をいたしまして、今後も教育支援環境の充実を図ってきたいという旨を答弁しました。

説明は以上となります。

教 育 長 この件に関しまして、御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋先生、どうぞ。

高橋委員　　ついこの間、テレビで、日本語を母語としないお子さん、外国籍のお子さんが、横浜の市立葛野小学校だったかな。3分の1ぐらいは外国籍で、なおかつ、そのうち半分の子は、全く日本語が分からないというようなお子さんのことをやっています。その子たちに日本語教育を、横浜の場合には非常に手厚い支援があるみたいです。月曜、火曜は学校に行って、水・木・金は、日本語を学ぶところに行くみたいで、そういう所があるという話をしていたのですけれども。

神立小学校とか、真鍋小学校でも、そういうお子さんのクラスがあったような記憶があります。特に神立小学校とかは、何人もいらっしゃるのじゃないですか。

これからさらに増えてくる可能性があるので、外国籍のお子さん、少なくとも日本語が分からないお子さんに対して、早期に日本語を習得していただいて、学校生活に馴染んでもらうというのは、その後の就労とか、それから、あとは非行に走ってしまったりとかするようなことも防ぐことができると思うので、どのように支援していくのか、大きな課題として取り組んでいただきたいと思います。

私が知っている方で、外国の方に対する日本語の先生を、研修を受けてやっている方がいらっしゃったのですけれども、それって大人向けだったのです。大人向けと子供向けは違うと思うのです。やっていたのは、日常生活ができるように、例えば時間を言えるようにするとか、いろいろなことを教えていたので、そういう先生を養成する講座。それって市のボランティアとかダイバーシティとかのほうにも関係するのかもしれませんが、とても大事ななど。特に土浦市の場合は大事と思ったので、よろしくお願いいたします。

指 導 課

指導課です。

御意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、次年度、全部で6学校に日本語指導教室が設置されております。そこに日本語指導教員が加配教員として配置されるとともに、本市の場合には、日本語ボランティアの組織が大変充実しておりますので、その方々の御支援と、県の事業で日本語支援員のほうも、来年度6名配置していただけるという人的配置をいただいております。

また、ポケトークという機材を各学校に配備し、教員と子供とのコミュニケーション、保護者とのコミュニケーションを取るというところを進めております。

それ以外の養成の講座というところは、庁内の関係機関と連携をして、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

高 橋 委 員  
教 育 長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、柳澤議員の学校給食の件ですね。

渡辺所長。

学校給食センター

学校給食センターです。

資料122ページをお願いいたします。

柳澤議員からは、学校給食における規格外野菜の活用と持続可能な給食運営について、御質問を頂きました。

質問の背景については、記載のとおりです。

答弁については、今回、初めて規格外レンコンを使用した給食を提供することについてお答えし、規格外品の活用は、食品ロスの削減や食育の推進、価格の抑制などが期待できる取組として有効と考えている旨、答弁しました。

今後の対応としては、学校給食では、地産地消や食育の観点から、地場産物の積極的な活用に取り組んでおりますが、安定的に給食を提供していくために調達価格等も重要な要素となるため、規格外レンコンの導入による効果を評価しつつ、国産品への拡大も考えている旨、持続可能な給食運営に向け、答弁しました。

以上です。

教 育 長

この件について、御質問、御意見等ございましたら。

石川先生、どうぞ。

石 川 委 員

レンコンの規格外を使ってという事例って、すごくいいと思って。ぜひこれが成功事例として、ほかに波及していくといいと思います。

教 育 長

所長、どうぞ。

学校給食センター

御意見ありがとうございます。今後、現場等を十分に確認をしつつ、今後の拡大に向けて検討してまいりたいと思います。

教 育 長

高橋先生、どうぞ。

高 橋 委 員

J Aや民間事業者と連携という話ですが、土浦だったら、J Aさんというすごく大きな組織でたくさんの食材を扱っているので、レンコンだけでなく、いろいろできると思います。私が知っている方も、野菜がすごく大きくなっちゃって、規格外だからといって、廃棄になるものもあるみたいなことも言ってました。あと、形とかね。

だから、それを広げれば、給食費のお金も今度、全部税金になっているわけですから、もっとお安くできるのじゃないかな。

以前伺ったときには、規格外だと、たしかカットとかいろいろな面で不具合が出て、非常に効率が悪いというお話もあったと思うのですけれども。

でも、それでは食品ロスとは解決できないので、実際の事業者、給食の事業者の方と、コーディネートをしていただいて、できるだけお金もかからず、食品ロスも減らすような取組というものを考えたほうがいいと思いました。

レンコンも生産者からの提案によるとのこと。だったら、ほかにもいろいろな食材について活用できると思いました。

教 育 長  
学校給食センター

所長。

御意見ありがとうございます。情報をつかんでいくという部分につきましては、J A さんに関しては、農林水産課がある程度、関係性を持っていますので、情報を共有していきたいと思います。

また、その他の情報についても、こちらからつかんでいく姿勢は必要と考えておりますが、まさに委員さんおっしゃっていたように、作業工程であったりとか、安全性であったりとか、そういった面も含め、可能性を増やしていくには、どうしたらいいかなど、検討していく課題と思っております。

以上です。

教 育 長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長  
指 導 課

続きまして、竹内議員のプールの質問。

指導課です。

143ページを御覧ください。竹内裕議員より、学校プールの現状と今後の考え方について、御質問頂きました。

質問の要旨・背景につきましては、記載のとおりとなります。

答弁としましては、1点目、主な県内の市町村におけるプール施設の活用事例について。

2点目として、他市町村における水泳学習の在り方検討の紹介とともに、今後、それらの各市町村の成果、課題等について調査を進めていく旨。

3点目として、水泳の実技指導については、本市、教育委員会としまして、誰一人取り残されない教育を行う視点からも必要であると考えており、各学校の施設や児童生徒数等の状況を踏まえながら、実技による水泳学習の時間の確保に努めていくこと。

4点目、屋内温水プールのメリットを挙げながら、水泳の実技指導を継続するに向けた代替手段の確保を含めた調査を研究していく旨の答弁としました。

今後の方向性としてしましては、現在、本市において進めております他校プール、水郷プール、民間プールの活用を進め、今後も持続可能な水泳学習を推進してまいりたいという旨の答弁としました。

説明は以上となります。

教 育 長

この件に関しまして、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、続きまして、篠塚議員の雨水施設ですね。

山口課長。

教育総務課

154ページをお願いします。

篠塚議員から、学校校庭への雨水貯留施設整備について御質問がございました。

豪雨時に浸水被害を軽減できるなどのメリットがあるため、学校校庭への雨水貯留施設の整備を提案したいといった内容でした。

答弁としましては、既に雨水貯留を行っている学校の実績を説明するとともに、来年度から建設を開始する上大津小学校で設置を進める旨、貯留した雨水を活用し、身近な自然や物を大切にする心を養う環境教育を進める旨、お答えいたしました。

説明は以上です。

教 育 長 この件に関しまして、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 報告事項の１番目、一般質問関係については以上です。

二つ目、市史編さん基本方針について、お願いします。

関口副館長。

博 物 館 資料の㊹－１と２をお願いします。

土浦市史編さん基本方針（案）について御説明をいたします。

資料の㊹－１のほうを御覧ください。

令和22年の市制施行100年に向け、新たな市史の編さん事業を進めるため、今年度、土浦市史編さん基本方針策定検討委員会を開催し、本市のまちづくりの指針となる第9次土浦市総合計画などを踏まえ、市史編さん事業の方向性と基本的な考え方の検討がなされ、市史編さん基本方針（案）として、教育長に報告がなされました。

資料の㊹－２が、基本方針（案）になります。

こちらで新たな市史編さんを行う目的や効果を明らかにし、刊行物の基本的な構成や編さんを推進する体制を定めています。

令和8年度には、土浦市史編さん審議会、こちらにつきましては、２月の教育委員会定例会のほうに条例案を提出させていただきました。こちらの審議会のほうで、今回の基本方針の案文を基に審議を行い、基本方針の答申を行いたいと考えております。

詳しくは、案文のほうを御参照願います。

説明は以上です。

教 育 長 この件については、いかがでしょうか。

そういうことで進めてまいります。よろしく願います。

続きまして、次第の５、その他について、６点ほどございます。

まず、図書館から、子ども読書活動推進計画の策定について説明願います。

武藤館長。

図 書 館 ————第４次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について説明———

教 育 長 この件については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、第３期教育情報化計画の策定について指導課から説明をお願いします。

指 導 課 ————第３期教育情報化計画の策定について説明———

教 育 長 この件については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、第36回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて、エントリーが終了しましたが、そのご報告をスポーツ振興課からお願いします。

スポーツ振興課 ————第36回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて説明———

教 育 長 エントリーが大分増えたということですね。この件については、いかがでしょうか。高橋先生、どうぞ。

高 橋 委 員 まず、今回エントリーが増えた。特にフルマラソンの男子が、すごく増えたというか、

回復したという感じなのですけれども。増えた要因は何ですか。

それと、エントリーしたら、皆さん参加できるのか。もしくは抽選になり、走れなかった人もいいのか、この二つをお伺いしたいです。

教 育 長

日高課長

スポーツ振興課

今回、エントリー者数が増えた要因としましては、我々事務局としまして、近隣のマラソン大会に出向いてチラシなどを配ったり、地道な活動もしていることと、前回大会終了後、ランナーが感想等を載せられるサイトがございまして、そちらで高評価を得ておりますので、そういったことも影響して増えているものと考えております。

あと、もう1点目なのですけれども、申込みされた方は抽選等はございませんので全員走れます。

以上でございます。

高 橋 委 員

わかりました。

教 育 長

鈴木先生、どうぞ。

鈴 木 委 員

今回、救護マニュアル、新たに作成していただいてありがとうございました。私も拝見しましたがけれども、大変きちんとしたマニュアルでよかったと思います。ただ、私としては、救護マニュアルを基に、大会の前に事前に医療スタッフが1回集まって、マニュアルに沿って、どういうふうにするのかというのを相談する機会があれば、よりよかったなと思っております。

教 育 長

課長、どうぞ。

スポーツ振興課

御意見ありがとうございます。今後、そういったことも検討してまいります。

鈴 木 委 員

よろしく願いいたします。

教 育 長

ほかよろしいでしょうか。

あと3件は、前回からの宿題で報告をさせていただきます。

通学路の安全確保の取組について、学務課長から説明願います。

学 務 課

—————通学路の安全確保の取組について説明—————

教 育 長

この件については、いかがでしょうか。よろしいですか。

次、給食提供に伴うアレルギー対応について、給食センター所長から説明願います。

学校給食センター

—————給食提供に伴うアレルギー対応について説明—————

鈴 木 委 員

ソフトめんの製造で、そばとは別のルートであることを確認いただき、また、きちんと学校での対応を検討していただきまして、ありがとうございました。

養護の先生の対応が、学校によって結構食い違うことがあるので、いろいろなことに対して、なるべく統一した見解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長

よろしいでしょうか。

教 育 長

最後に、市史編さん審議会についてですね。

関口副館長。

博 物 館

—————土浦市史編さん審議会について説明—————

教 育 長

この件については、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日、案件は、以上で全てです。

次回の定例会等の日程について、山口課長お願いします。

教育総務課

—————次回の定例会日程等について案内—————

教 育 長

どうぞよろしく願いいたします。

私事になりますが、私、御案内のとおり退任になりますけれども、各委員の先生方には、新体制で4月の教育委員会が行われますので、また大所高所、いろいろな観点から事務局と一丸となって、先生方に御意見、御助言、御指導も含めて引き続きどうぞ宜しく願いいたします。

では、以上をもちまして、令和8年3月の教育委員会定例会を閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。